

議案第 32 号

松阪市介護保険条例の一部改正について

松阪市介護保険条例（平成 17 年松阪市条例第 145 号）の一部を次のように改正する。

平成 27 年 2 月 16 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市介護保険条例の一部を改正する条例

松阪市介護保険条例（平成 17 年松阪市条例第 145 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「27,792 円」を「34,776 円」に改め、同条第 2 号中「31,266 円」を「38,640 円」に改め、同条第 3 号中「41,688 円」を「46,368 円」に改め、同条第 4 号中「69,480 円」を「65,688 円」に改め、同条第 5 号から第 10 号までを次のように改める。

(5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 77,280 円

(6) 次のいずれかに該当する者 96,600 円

ア 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が 125 万円未満である者であって、前各号のいずれにも該当しない者

イ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 108,192 円

ア 合計所得金額が 190 万円未満であって、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 135,240 円

ア 合計所得金額が 300 万円未満であって、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イ

イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 142,968 円

ア 合計所得金額が 500 万円未満であって、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 11 号イ又は第 12 号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 158,424 円

ア 合計所得金額が 700 万円未満であって、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第 12 号イに該当する者を除く。)

第 5 条に次の 3 号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 170,016 円

ア 合計所得金額が 1,000 万円未満であって、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 185,472 円

ア 合計所得金額が 1,300 万円未満であって、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 193,200 円

第 7 条第 3 項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「並びに第 6 号ロ」を「、第 6 号ロ、第 7 号ロ、第 8 号ロ又は第 9 号ロ」に、「から第 6 号」を「から第 9 号」に改める。

附則に次の 3 項を加える。

（介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

8 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）

第 5 条の規定による改正後の介護保険法（以下次項及び第 10 項において「新介護保険法」という。）第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、医療介護総合確保推進法附則第 14 条の規定に基づき、平成 27 年 4 月 1 日から市長が定める日までの間には行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

9 新介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に掲げる事業については、その事業の

実施に必要な準備のため、医療介護総合確保推進法附則第 14 条の規定に基づき、平成 27 年 4 月 1 日から市長が定める日までの間には行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

- 10 新介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、医療介護総合確保推進法附則第 14 条の規定に基づき、平成 27 年 4 月 1 日から市長が定める日までの間には行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の松阪市介護保険条例第 5 条の規定は、平成 27 年度分の保険料から適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。